

地区計画の区域内における行為の届出書

令和3年 3月26日

久喜市長 あて

住所 久喜市下早見 85-3

届出者

氏名 久喜 太郎

法人の場合は
代表者を記入

都市計画法第58条の2第1項の規定に基づき、

- 土地の区画形質の変更
- 建築物の建築又は工作物の建設
- 建築物等の用途の変更
- 建築物等の形態又は意匠の変更
- 木竹の伐採

について、下記により届け出ます。

記

該当する行為を○で囲む

- 行為の場所 久喜市北青柳 1404-7
- 行為の着手予定日 令和3年 5月 1日
- 行為の完了予定日 令和3年 8月20日
- 設計又は施行方法

(1) 土地の区画形質の変更		区域の面積 m ²		
(2) 建築物の建築又は工作物の建設	(イ) 行為の種別 [建築物の建築・工作物の建設] [新築・改築・増築・移転]			
	(ロ) 設計の概要	届出の部分	届出以外の部分	合計
	(i) 敷地面積			234.56 m ²
	(ii) 建築又は構造面積	93.82 m ²	m ²	93.82 m ²
	(iii) 延べ面積	140.73 m ²	m ²	140.73 m ²
	(iv) 高さ 地盤面から 7.405m	(v) 用途 一戸建ての住宅		
		(vi) 垣又は柵の構造 生垣		
(3) 建築物等の用途の変更	(イ) 変更部分の延べ面積	m ²		
	(ロ) 変更前の用途			
	(ハ) 変更後の用途			
(4) 建築物等の形態又は意匠の変更	変更の内容			
(5) 木竹の伐採	伐採面積			m ²

設置しない場合は
「なし」と記入

【備考】

- 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 建築物の用途の変更について変更部分が2以上あるときは、各部分ごとに記載すること。
- 地区計画において定められている内容に照らして、必要な事項について記載すること。
- 同一の土地の区域について2以上の種類の行為を行おうとするときは、一の届出書によることができる。